

帯広市図書館雑誌スポンサー制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、帯広市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度の導入により、帯広市図書館（以下「図書館」という。）に新たな図書資料等を確保し、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）が雑誌の購入費用を負担し、図書館が指定する納入業者（以下「納入業者」という。）より購入した雑誌を図書館に提供する。

- 2 スポンサーが購入した雑誌の所有権は、図書館に帰属する。
- 3 雑誌の配置場所及び保存、廃棄については、図書館が決定する。
- 4 図書館は、提供雑誌の最新号カバー表面にスポンサー名を、また雑誌棚と提供雑誌の最新号カバー裏面にスポンサーの広告を掲載する。

(スポンサーの対象)

第4条 スポンサーは企業、商店、個人事業主、団体等を対象とし、個人は対象外とする。

- 2 帯広市広告掲載基準第4条に掲げるもののほか、図書館の公共性を損なうおそれのある広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるものは対象としない。なお、広告を掲載中においてこれらの業種又は事業者該当するにいたった場合も同様とする。

(広告基準)

第5条 広告およびスポンサー名（以下、「広告等」という。）は、図書館の公共性に照らし信頼性を損なうおそれのないものとし、帯広市広告掲載基準第5条に該当するものは掲載しない。なお、広告を掲載中においてこれらに該当するにいたった場合も同様とする。

(広告の規格等)

第6条 広告等の表示位置及びサイズは次のとおりとする。

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表面にはスポンサー名を表示するものとし、表示の大きさは縦4 cm、横13 cm以内で地色は白色、文字は黒色とする。なお、貼付位置は最新号カバー底辺より5 cm上部とする。
 - (2) 雑誌棚にはスポンサーの希望する広告を表示するものとし、広告の大きさは縦15 cm、横21 cm（A5横サイズ）以内とする。なお、貼付位置は配置する雑誌棚上辺より5 cm下部の中央とする。
 - (3) 提供雑誌の最新号カバーの裏面にはスポンサーの希望する広告を表示するものとし、広告の大きさは最新号カバーに収まるサイズ以内、1面とする。
- 2 スポンサー名は、前項のいずれの表示においても同一名称を用いることとする。

- 3 スポンサー名表示及び広告はスポンサーが作成するものとする。
- 4 広告の内容変更は年間4回までとする。変更にあたっては、変更希望日の2週間前までに雑誌スポンサー申込書（様式第1号）と変更後の広告図案を提出する。
- 5 図書館は、広告内容変更のために雑誌スポンサー申込書（様式第1号）が提出されたときは、速やかに広告掲載の可否を審査し、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）によりスポンサーに通知する。

（広告等の掲載期間）

第7条 広告を掲載する期間は、原則として雑誌の提供開始日から、提供開始日の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、図書館又はスポンサーいずれかの中止の意思表示がない場合は自動的に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（対象とする雑誌）

第8条 スポンサーは、提供雑誌を別紙「雑誌一覧」から選定するものとする。

（募集時期）

第9条 スポンサーは随時募集する。

（申込方法）

第10条 雑誌スポンサー制度に申し込みをしようとする者は、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入押印し、次に掲げる書類を添えて図書館に持参、又は郵送により提出するものとする。

- (1) 「雑誌スポンサー申込書」（様式第1号）
- (2) 広告図案
- (3) 事業概要のわかるもの
- (4) 申込者のホームページのURL
- (5) 税情報確認承諾書（所在地・住所が帯広市以外の場合は完納証明書）

（スポンサーの決定等）

第11条 前条の規定により雑誌スポンサーの申し込みがあったときは、図書館は申し込みがあった順にその内容を審査のうえ、掲載の可否を決定し、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

- 2 同一雑誌に複数の申し込みがあった場合、先着順に決定するものとする。
- 3 スポンサーの承認及び広告内容審査は、生涯学習部長、生涯学習文化室長、図書館長、副館長、図書係長のほか、図書館長が必要と認める者をもって行うものとする。
- 4 スポンサーに決定した場合、覚書（様式第3号）を取り交わすものとする。
- 5 スポンサーが雑誌の追加や変更、一部削除等を行う場合、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を提出のうえ、変更の覚書（様式第3号）を取り交わすものとする。
- 6 スポンサーが雑誌の提供をとりやめる場合、広告掲載取下申出書（様式第4号）を提出するものとする。

7 図書館は、広告掲載取下申出書（様式第4号）が提出されたときは、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）によりスポンサーに通知し、広告掲載終了日の閉館をもって広告掲載を終了する。

（雑誌の提供方法）

第12条 スポンサーは、原則として納入業者から雑誌を購入し、当該納入業者を通じて図書館に雑誌を提供するものとする。

（購入代金の支払方法）

第13条 スポンサーは、雑誌の購入代金を全額負担し、納入業者に直接支払うものとする。

2 支払いにかかる経費は、スポンサーの負担とする。

（雑誌が休刊・廃刊・刊行時期の変更等をした場合の措置）

第14条 スポンサーが提供する雑誌が休刊、廃刊または刊行時期の変更等をした場合は、図書館と協議の上、提供する雑誌を変更することができる。

2 その場合、雑誌スポンサー申込書（様式第1号）を提出のうえ、変更の覚書（様式第3号）を取り交わすものとする。

（広告掲載の責務）

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、スポンサーの責任と負担において解決するものとする。

（協議）

第16条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館及びスポンサーは誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要項は、令和3年12月10日から施行する。